- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の				会 計 名 一般会計 土地区画整理特別会計	平成25年度 1,412,687	平成26年度 1,628,060	平成27年度	平成28年度	平成29年度
質赤字比率		1			, ,	1 620 060			
質赤字比率		_		土地区画整理特別会計			1, 405, 544	1, 278, 846	1, 704, 811
赤字比率		_			160, 865	255, 812	296, 125	204, 993	172, 748
字比率				土地区画整理事業清算特別会計	3, 593	3, 282	3, 921	3, 277	2, 577
率		般	一般会計	公債償還特別会計	0	0	0	0	0
		会計	等に属す る特別会	住宅新築資金等貸付特別会計	222, 969	232, 300	237, 004	242, 012	247, 772
0)			の付加本   計	土地取得特別会計 母子父子寡婦福祉資金特別会計	840, 685	573, 941	241, 383	0 38, 754	151, 062
算		٠,	н	臨海部産業用地貸付特別会計	040, 003	073, 941	241, 303	101	131, 002
定				<u> </u>	· ·	·		101	
範	۱ŀ		-	合 計 (1)	2, 640, 799	2, 693, 395	2, 183, 977	1, 767, 983	2, 278, 970
进	Ħ		•	標準財政規模	250, 008, 098	249, 476, 682			279, 711, 958
	П		実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
	ı			黒字の比率(%))	(1.05%)	(1. 07%)	(0. 87%)	(0. 71%)	(0. 81%)
	۱ř			営事業会計:除く公営企業)	平成25年度			平成28年度	平成29年度
	<b> </b>		女川 17 (公)	国民健康保険特別会計 国民健康保険特別会計	1.130.345	平成20年度 963, 280	平成27年度 377, 651	平成20年度 3,756,819	平成29年度 5,903,677
				競輪、競艇特別会計	748, 969	459, 779	63, 886	2, 416, 676	2, 592, 265
		<b>\$</b> D-	会計等以	駐車場特別会計	81, 870	112, 898	150, 130	167, 260	213, 891
			カリマス 特別会計	介護保険特別会計	2, 070, 146	2, 802, 160	2, 644, 589	2, 649, 480	2, 532, 516
		のう	ち公営企	後期高齢者医療特別会計	776, 568	878, 446	794, 227	588, 437	463, 820
連			係る特別						
結	吉	会計 計	以外の会						
実	€I I	AT							
質	复								
赤字	下 之							47	
比	ኒ ·		Δ=	1.2 (N # A # A = 1)	亚奇匹左车		金不足・剰労		ᅲᄼᄼᆓᆂ
率			云	十名 (公 <b>営企業会計</b> ) 上水道事業会計	平成25年度	平成26年度 5.053.471	平成27年度 5, 265, 145	平成28年度 5,600,039	平成29年度 5, 715, 149
0				工業用水道事業会計	1, 707, 326	1, 740, 929	1, 759, 175	1, 774, 821	1, 764, 671
算 資 定	₽	法		交通事業会計	1, 716, 674		1, 646, 908	1, 564, 579	1, 459, 391
資電	ち	適	宅地造成	病院事業会計	3, 536, 520	4, 279, 863	3, 701, 576	3, 361, 696	2, 288, 028
本 世	Ē	用	事業以外	下水道事業会計	2, 971, 127	2, 882, 714	3, 093, 492	2, 931, 337	2, 555, 842
不 足 比		企							
比		業							
率			宅地造成						
の			事業	食肉センター特別会計	00.074	47 007	67,000	00 011	102 001
算定範				卸売市場特別会計	29, 974 125, 809	47, 987 179, 099	67, 360 163, 564	89, 811 181, 322	103, 821 180, 382
範				渡船特別会計	49, 052	49, 516	63, 435	66, 152	87, 446
囲			宅地造成	廃棄物発電特別会計	2, 216, 369			00, 102	
		法		漁業集落排水特別会計	6, 281		15, 118	18, 336	16, 989
会 計		非適		市民太陽光発電所特別会計	28, 528	90, 993	116, 063	119, 772	137, 958
別		週用		港湾整備特別会計	_	-	694, 576	1, 011, 232	1, 477, 298
())		企							
		業		埋立地造成特別会計	_	_	0		_
			宅地造成	港湾整備特別会計	0	0	-		-
			事業	産業用地整備特別会計 空港関連用地整備特別会計	114, 067	113, 996	0 114, 841	0 114, 483	112 442
				学術研究都市土地区画整理特別会計	114, 007	113, 990	114, 041	114, 463	113, 442
				」できるです。これで国内内ででは、	U	0	0	0	
			1	合 計 (2)	24, 741, 207		25, 851, 222	28, 180, 235	29, 885, 556
				標準財政規模	, ,	26, 788, 077 249, 476, 682			
					, ,				29, 885, 556 279, 711, 958 —

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	i	(単位:十円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
-				一般会計	9, 266, 715	7, 403, 285	10, 688, 261	9, 450, 548	9, 054, 407
実質				母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
赤		<b> </b> —		筥崎土地区画整理事業特別会計	0	0	0	-	-
字		般	一般会計	伊都土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	C
比		会	等に属す	香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	C
率		計	る特別会	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	(
の		等	計	市債管理特別会計	0	0	0	0	(
算				市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	(
定									
範			•	合 <u>計(1)</u>	9, 266, 715	7, 403, 285		9, 450, 548	9, 054, 407
囲				標準財政規模	354, 068, 945	355, 236, 154	357, 652, 638	360, 350, 301	414, 380, 72
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			(	(黒字の比率(%))	(2. 61%)	(2. 08%)	(2. 98%)	(2. 62%)	(2. 18%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
				後期高齢者医療特別会計	93, 325	104, 775	88, 174	92, 186	93, 905
				国民健康保険事業特別会計	1, 063, 436	182, 881	6, 078	1, 742, 477	4, 875, 667
		<b>— 4</b> 0	会計等以	介護保険事業特別会計	647, 571	857, 964	1, 400, 630	773, 352	682, 150
		外の	特別会計	駐車場特別会計	0	0	0	0	
			ち公営企	市営競艇事業特別会計	464, 053	637, 711	6, 635, 793	_	-
	連		係る特別						
	結束		以外の会						
	実質	計							
	赤								
	字								
	比						【金不足・剰余		
	率		会	十名 (公営企業会計)	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成29年度
	の			モーターボート競走事業会計	_			8, 664, 911	9, 629, 747
.,,,,,	算完			下水道事業会計	10, 480, 370				14, 169, 74
資 金	<b>新</b>	法	宅地造成	水道事業会計	9, 232, 707	7, 806, 424			7, 026, 96
立	定範囲	適用	事業以外	工業用水道事業会計	131, 801	152, 333	156, 591	202, 830	255, 73
不 足	-	企		高速鉄道事業会計	0	0	0	0	
比		業							
率			宅地造成						
の			七地坦灰 事業						
算定範			17	集落排水事業特別会計	0	0	0	0	
疋				中央卸売市場特別会計	0	0	0	0	
<b>配</b> 进				市営渡船事業特別会計	0	0	0	0	(
四		法	宅地造成						
会		非	事業以外						
会 計		適							
別		用							
		企業							
		業		港湾整備事業特別会計	0	0	0	0	(
			宅地造成						
			事業						
니									
			•	合 計 (2)	31, 379, 978	28, 919, 403	39, 068, 358	43, 898, 495	45, 788, 315
				標準財政規模				360, 350, 301	414, 380, 729
				保华别以况佚	004, 000, 040	000, <u>2</u> 00, 10 <del>1</del>	007, 002, 000	000, 000, 001	,,
			連結	実質赤字比率(%)	<del>-</del>	—	_	_	_
					— (8. 86%)	— (8. 14%)	— (10. 92%)	— (12. 18%)	(11. 04%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

Г					実質収支額	Į.	
		会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年月
		一般会計	1, 231, 234	460, 880	687, 940	24, 527	210, 2
		病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	
<b> </b> —		財産区特別会計	0	-	-	_	
般	一般会計						
会	等に属す						
計等	る特別会 計						
77	ĀΙ						
-		合 計 (1)	1, 231, 234	460, 880	687, 940	24, 527	210,
			27, 660, 284				27, 716,
	車	質赤字比率(%)		_	_	_	
		(黒字の比率(%))	(4. 45%)	(1. 64%)	(2. 41%)	(0. 08%)	(0. 75%)
<u> </u>							
-	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度				平成29年
		国民健康保険事業 介護保険事業	3, 961 36, 624	6, 345 3, 561	<b>▲</b> 78, 682	<b>▲</b> 114, 663 256, 661	24, 313,
	¹. <u>A.≑l.</u> <del>da</del> ivi	後期高齢者医療事業	30, 624	37, 478	37, 037	34, 390	313,
	会計等以 )特別会計	以初间即日应凉于木	32, 392	31,410	31,031	34, 390	30,
	ち公営企						
業に	係る特別						
会計	以外の会						
会計	以外の会						
計	<b>十以外の会</b>						
計	以外の会						
計					<b>企不足・剰</b>		
		計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
		水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 —	会			平成26年度	平成27年度	平成28年度	2, 151,
計 —	会宅地造成	水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用	会	水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企	会宅地造成	水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用	会 宅地造成 事業以外	水道事業会計 下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企	会 宅地造成外 宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企	会 宅地造成 事業以外	水道事業会計 下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企	会 宅地造成外 宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企	会 宅地造成外 宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企業	会 宅地造成外 宅地造成 事業	下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企業	会 宅地造成外 宅地造成	下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企業 法非適	会 宅地造以 企 本業 宅地業 宅地造 成 が 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企業 法非適用	会 宅地造以 企 本業 宅地業 宅地造 成 が 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企業 法非適用企	会 宅地造以 企 本業 宅地業 宅地造 成 が 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企業 法非適用	宅事 宅事 宅事 宅事	下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 宅 地 業 地 業 地 業 地 業 地 業 地 業 地 業 地 業 地 美 地 美	下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 宅 地 業 地 業 地 業 地 業 地 業 地 業 地 業 地 業 地 美 地 美	下水道事業会計	1, 483, 191	平成26年度 1,606,765	平成27年度 1,605,455	平成28年度 1,984,332	2, 151,
計 法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計  合計(2)	1, 483, 191 30, 275	平成26年度 1,606,765 211,638	平成27年度 1,605,455 155,690	平成28年度 1,984,332 367,221	2, 151, 512,
計 法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 合計(2) 標準財政規模	1, 483, 191 30, 275	平成26年度 1,606,765 211,638	平成27年度 1,605,455 155,690	平成28年度 1,984,332 367,221	2, 151, 512,
計 法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計  合計(2)	1, 483, 191 30, 275	平成26年度 1,606,765 211,638	平成27年度 1,605,455 155,690	平成28年度 1,984,332 367,221	平成29年 2, 151, 3 512, 6

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	i	(単位:十円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
-				一般会計	1, 233, 116	901, 654	938, 825	852, 241	869, 110
実質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	54, 239	77, 071	90, 345	15, 577	24, 231
赤		l —		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	91, 097	103, 510	118, 212	136, 913	141, 513
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範囲			•	合計 (1)	1, 378, 452	1, 082, 235	1, 147, 382	1, 004, 731	1, 034, 854
<u> 2T</u>			<b></b>	標準財政規模	68, 413, 439	68, 808, 951	67, 792, 454	67, 989, 549	68, 300, 632
				質赤字比率(%) 		_		_	
			(	(黒字の比率(%))	(2. 01%)	(1.57%)	(1. 69%)	(1. 47%)	(1.51%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
				国民健康保険事業特別会計	17, 233	28, 515	<b>295</b> , 715	88, 792	465, 423
				介護保険事業特別会計	321, 691	406, 631	329, 002	468, 821	566, 192
		一般	会計等以	後期高齢者医療事業特別会計	79, 175	98, 360	98, 346	98, 239	120, 858
		外の	特別会計	市営駐車場事業特別会計	3, 147	8, 305	8, 306	7, 939	8, 122
	`击	のう	ち公営企	競輪事業特別会計	538, 927	528, 118	544, 637	553, 285	564, 501
	連結	美に	係る特別 以外の会						
	実		以外以云						
	質	H.							
	赤								
I	字				1	3/4	7 A T D . 51.	A 442	
	比 率	-	<u> </u>	計名(公営企業会計)	平成25年度		【金不足・剰: 平成27年度		平成29年度
	中の		<u> </u>	水道事業	3,212,420	3,837,979	3,441,762	3,908,443	4, 129, 852
1 11	算			下水道事業	- 0, 212, 420	1, 186, 423	675, 190	1, 219, 630	1, 668, 730
	定範囲	法		1772478		1, 100, 120	070, 100	1, 210, 000	1, 000, 700
金	範	法適	宅地造成						
不	囲	用	事業以外						
資金不足比		企							
比		業							
率 の			宅地造成						
			事業	(本日4) ** 古 **	0.00	0.00	000		
算 定 範				簡易水道事業 下水道事業	327 310, 257	222	602	0	-
範				農業集落排水事業	22, 590	22, 960	24, 833	18, 834	11, 178
囲		2+	空抽准成	特定地域生活排水処理事業	12, 617				12, 112
<u>م</u>		法   非	<del>七</del> 地坦成 事業以外	卸売市場事業	11, 207	11, 639	10, 895	,	10, 076
会 計		適	*- FIRTHER !	地方卸売市場事業	12, 477	11, 202	12, 764	2, 037	10, 370
別		用			,	, 202	,	2,007	
		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
$\sqcup$									
				合 計 (2)	5, 920, 520	7, 235, 435	6, 010, 703	7, 393, 272	8, 591, 898
		-		<u>□ □ □                                </u>	68, 413, 439		67, 792, 454		68, 300, 632
			油紅	実質赤字比率(%)			J1, 132, 434	<u> </u>	
J					(0 CEN)	(10 51%)	(0, 06%)	(10, 07%)	(10 57%)
			(	(黒字の比率(%))	(8. 65%)	(10. 51%)	(8. 86%)	(10. 87%)	(12. 57%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:十円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
<b>—</b>				一般会計	339, 118	116, 031	383, 137	159, 420	9, 989
実質				同和地区住宅資金貸付事業特別会計	222	883	350	615	777
赤		—							
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の		₹	A I						
算定									
範				合 計 (1)	339, 340	116, 914	383, 487	160, 035	10, 766
囲				標準財政規模	13, 046, 267	12, 996, 898		12, 905, 263	13, 108, 046
			実	質赤字比率(%)					
				黒字の比率(%))	(2. 60%)	(0. 89%)	(2. 94%)	(1. 24%)	(0. 08%)
		-	云訂石(公	営事業会計:除く公営企業) 国民健康保険特別会計	平成25年度 ▲ 179,281	平成26年度 ▲ 94,306	平成27年度 ▲ 227,951	平成28年度 ▲ 173,937	平成29年度 ▲ 101,083
				介護保険特別会計(保険事業勘定)	45, 794	23, 380	103, 312	104, 255	116, 035
			会計等以	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	7, 498	9, 213	8, 625	4, 043	1, 550
		外の	安町寺以 特別会計	後期高齢者医療特別会計	19, 016	23, 275	22, 874	21, 673	22, 438
			ち公営企		,				,
	連	業に	係る特別						
	結実		以外の会						
	質	計							
	赤								
	字							=	
	比索		Λ:	日ク (ハ英人衆人三)	<del></del>		金不足・剰気		77 <b>- 1</b> 00
	率の	-	云	计名(公 <b>営企業会計</b> ) <mark>水道事業会計</mark>	平成25年度 1.646.641	平成26年度	平成2/年度 1,751,220	平成28年度 1.850.060	平成29年度 1,922,822
	算			<u> </u>	1, 040, 041	1, 099, 102	1, 731, 220	1, 030, 000	1, 922, 022
		法							
資 金	定範囲	法適	宅地造成 事業以外						
不	囲	用	争未以71						
不 足 比		企							
卒		業							
の			宅地造成						
		-	事業	公共下水道事業特別会計	389	515	412	416	469
算 定 範				農業集落排水事業特別会計	360	267	239	305	409
範 囲				THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	330	201	250		.17
<u>—</u>		法	宅地造成						
会		非	事業以外						
会 計		適							
別		用							
		企業							
		*	宅地造成	上頓野産業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
			七地垣 事業						
			~~						
ᄖ			<u> </u>						
				合計 (2)	1, 879, 757	1, 778, 440			1, 973, 414
			ا غ طب	標準財政規模	13, 046, 267	12, 996, 898	13, 043, 549	12, 905, 263	13, 108, 046
				実質赤字比率(%) 					_
			(	黒字の比率(%))	(14. 40%)	(13. 68%)	(15. 65%)	(15. 24%)	(15. 05%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

					1		実質収支額		(単位:千円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
_				一般会計	1, 584, 561	1, 925, 102	1, 832, 045	594, 913	1, 616, 379
実				学校給食事業特別会計	61, 893	2, 096	4, 497	7, 125	2, 728
質赤		_		住宅新築資金等貸付特別会計	4, 421	5, 813	4, 316	5, 690	1
字		般	一般会計	汚水処理事業特別会計	292	2, 477	1, 748	1, 298	73
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範囲				合 <u>計(1)</u>	1, 651, 167	1, 935, 488	1, 842, 606	609, 026	1, 619, 181
<u> </u>				標準財政規模	32, 748, 190	33, 128, 308	33, 450, 310	33, 175, 972	32, 895, 189
				質赤字比率(%)	_	<del>-</del>		<del>-</del>	<del>-</del>
				(黒字の比率(%))	(5. 04%)	(5. 84%)	(5. 50%)	(1. 83%)	(4. 92%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
				国民健康保険特別会計	308, 243	297, 937	229, 461	516, 565	615, 592
		1		介護保険特別会計保険事業勘定	71, 267	70, 278	118, 950	187, 857	280, 716
		一般	会計等以	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	155	106	63	110	50
		外の	特別会計	後期高齢者医療特別会計	39, 718	42, 354	42, 573	42, 368	43, 713
	'串		ち公営企	介護サービス事業特別会計	30	3, 883	0	_	_
	連結		孫る特別 以外の会	駐車場事業特別会計	3, 068	812	86	29	24
	実	計	以外の云	小型自動車競走事業特別会計	<b>▲</b> 1, 404, 612	<b>▲</b> 1, 792, 108	<b>▲</b> 1, 609, 120	<b>1</b> , 569, 693	<b>▲</b> 1, 465, 176
	質	l <sup>a</sup> '							
	赤								
—I	字	$\vdash$				54	7.A.T.D. #1.	\ 400	
	比率		<u> </u>	計名(公営企業会計)	平成25年度	平成26年度	では で成27年度	平成28年度	平成29年度
	<del>・</del> の			水道事業会計	1, 843, 266	1, 719, 822	1, 866, 165	2, 015, 998	1, 960, 139
	算			工業用水道事業会計	4, 386	5, 132	11, 127	10, 635	12, 299
資	定	法		飯塚市立病院事業会計	3, 281	3, 630	4, 031	4, 342	4, 899
資 金	範囲	適	宅地造成 事業以外	下水道事業会計	608, 606	689, 991	764, 555	792, 634	874, 108
	土	用	于未从八						
定 比		企							
卒		業							
の		1	宅地造成						
		<u> </u>	事業	地方卸売市場事業特別会計	85	430	110	2 021	1, 265
11		1		農業集落排水事業特別会計	90		113	3, 031 144	1, 265
疋		1				10			110
算定範囲				及未来用所不可不可加五日	90	78	128	144	
範囲		壮	字地告成	<b>灰</b> 木木/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/	90	78	128	144	
囲			宅地造成 事業以外	及木木用所小于木刊加四川	90	18	128	144	
囲		法非適	宅地造成 事業以外	及木木石匠小于木門川五田	90	78	128	144	
定範囲 (会計別		非適用		及木木石所介于木内加五田	30	78	128	144	
囲 (会計		非適用企			30	78			
囲 (会計		非適用	事業以外	工業用地造成事業特別会計	0	0	1, 343, 854	1, 414, 669	1, 331, 024
囲 (会計		非適用企	事業以外 宅地造成						1, 331, 024
囲 (会計		非適用企	事業以外						1, 331, 024
囲 (会計		非適用企	事業以外 宅地造成						1, 331, 024
囲 (会計		非適用企	宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	0	0	1, 343, 854	1, 414, 669	
囲 (会計		非適用企	宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計		2, 977, 833	1, 343, 854 4, 614, 592	1, 414, 669	5, 277, 949
囲 (会計		非適用企	事業以外 宅地造成 事業	工業用地造成事業特別会計 合計(2) 標準財政規模	3, 128, 750	2, 977, 833	1, 343, 854 4, 614, 592	1, 414, 669	
囲 (会計		非適用企	宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	3, 128, 750	2, 977, 833	1, 343, 854 4, 614, 592	1, 414, 669	5, 277, 949

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

7 田川市

# ◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:千円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
<u>_</u>				一般会計	536, 846	598, 412	746, 352	463, 409	626, 119
実質				急患医療特別会計	28, 888	33, 953	34, 826	35, 356	50, 987
赤		<b> </b>		住宅新築資金等貸付特別会計	55, 389	37, 442	17, 907	3, 723	2, 779
字		般	一般会計	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	0	0	0	0	0
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の		77	<b> </b>						
算定									
範				合 計 (1)	621, 123	669, 807	799, 085	502, 488	679, 885
囲					12, 919, 206	12, 918, 587	13, 266, 853	12, 923, 951	13, 192, 288
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				黒字の比率(%))	(4. 80%)	(5. 18%)	(6. 02%)	(3. 88%)	(5. 15%)
_				当事業会計:除く公営企業)		平成26年度			平成29年度
			女可有(公	呂争朱云訂:除く公呂正朱 <i>)</i> 国民健康保険特別会計	平成25年度 19,353	平成20年度 15, 296	平成27年度 ▲ 293,424	平成28年度 169,814	平成29年度 157, 603
				後期高齢者医療特別会計	7, 009	10, 130	10, 371	11, 407	11, 640
			会計等以	CALLER TENTAMENT	7, 000	10, 100	10, 071	11, 107	11, 010
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結実	会計  計	以外の会						
	質	P.							
	赤								
_	字	_				28:	2 A T D   SI/A		
	比率		<u> </u>	十名(公営企業会計)	平成25年度		【金不足・剰会 平成27年度		平成29年度
	<del>つ</del>			水道事業会計	489, 479	455, 486	655, 959	799, 636	925, 342
					574, 040		984, 557	1, 193, 810	1, 052, 153
	算			病院事業会計	574, 040	761, 030	30 <del>4</del> , 337	1, 193, 610	1, 052, 153
資	算定符	法	空州连成	病院事業会計	374, 040	761, 030	304, 337	1, 193, 610	1, 052, 153
資金	算定範囲	法適	宅地造成 事業以外	病院事業会計	374, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 052, 153
資金不足	算定範囲	適用	宅地造成 事業以外	病院事業会計	574, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 052, 153
資金不足比	算定範囲	適用企		病院事業会計	374, 040	761, 030	304, 337	1, 193, 610	1, 092, 193
不足比率	算定範囲	適用	事業以外	病院事業会計	374, 040	761, 030	304, 337	1, 193, 610	1, 032, 133
不足比率の	算定範囲	適用企	事業以外宅地造成	病院事業会計	374, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 032, 133
不足比率の	算定範囲	適用企	事業以外	病院事業会計	374, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 092, 193
不足比率の	算定範囲	適用企	事業以外宅地造成	病院事業会計	3/4, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 092, 193
不足比率	算定範囲	適用企業	事業以外 宅地造成 事業	病院事業会計	374, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 092, 193
不足比率の算定範囲(	算定範囲	適用企業 法	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	病院事業会計	374, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 092, 193
不足比率の算定範囲(	算定範囲	適用企業 法非	事業以外 宅地造成 事業	病院事業会計	3/4, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 092, 193
不足比率の算定範囲(会計	算定範囲	適用企業 法非適	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	病院事業会計	374, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 092, 193
不足比率の算定範囲(	算定範囲	適用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	病院事業会計	3/4, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 092, 193
不足比率の算定範囲(会計	算定範囲	適用企業 法非適	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	病院事業会計	3/4, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 092, 193
不足比率の算定範囲(会計	算定範囲	適用企業法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	病院事業会計	3/4, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 092, 193
不足比率の算定範囲(会計	算定範囲	適用企業法非適用企	事業以外 宅地業 宅地業 宅地以外	病院事業会計	374, 040	761, 030	304, 307	1, 193, 610	1, 092, 193
不足比率の算定範囲(会計	算定範囲	適用企業法非適用企	事業以外成 定	病院事業会計	3/4, 040	761, 030	304, 007	1, 193, 610	1, 092, 193
不足比率の算定範囲(会計	算定範囲	適用企業法非適用企	事業以外 定事 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事						
不足比率の算定範囲(会計	算定範囲	適用企業法非適用企	事業以外 定事 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	合 計 (2)	1, 711, 004	1, 911, 749	2, 156, 548	2, 677, 155	2, 826, 623
不足比率の算定範囲(会計	算定範囲	適用企業法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	合計(2)標準財政規模		1, 911, 749			
不足比率の算定範囲(会計	算定範囲	適用企業法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事 電報	合 計 (2)	1, 711, 004	1, 911, 749	2, 156, 548	2, 677, 155 12, 923, 951	2, 826, 623

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

					実質収支額		(単位:十F
		会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年
		一般会計	1, 281, 103	994, 146	995, 019	1, 035, 445	829, (
		住宅新築資金等特別会計	3, 161	2, 729	2, 192	5, 189	4, 6
—		公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	
般	一般会計						
会	等に属す						
ᆘ	る特別会						
等	計						
<b> </b>		A = 1 (1)	4 004 004	000 075	007.011	1 010 001	000
l		<u>合 計 (1)</u> 標準財政規模	1, 284, 264 16, 883, 129	996, 875 16, 807, 502	997, 211 16, 780, 389	1, 040, 634 16, 431, 989	833,
	-		10, 883, 129	10, 807, 502	10, 780, 389	10, 431, 989	16, 404,
		· <b>質赤字比率(%)</b>					<del>_</del>
	(	(黒字の比率(%))	(7. 60%)	(5. 93%)	(5. 94%)	(6. 33%)	(5. 08%)
	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年
		国民健康保険特別会計	3, 478	3, 419	<b>▲</b> 67, 115	107, 864	226,
		後期高齢者医療特別会計	4, 326	3, 417	3, 033	3, 530	3,
I—#	<b>设会計等以</b>						
外の	D特別会計						
の :	うち公営企						
業に	に係る特別						
会記     計	十以外の会						
AT							
╘				**	*A=0 *4.	A 4-7	
l	会計名(公営企業会計)		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		ではいる できます では では では 27年度 できまる かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい		平成29年
		水道事業会計	1, 760, 357	1, 992, 227	1, 958, 962	1, 914, 505	1, 950,
				, ,		, ,	, ,
法	宅地造成						
法適	<b>事業以外</b>						
用用	于木丛八						
企業							
未							
	宅地造成 事業						
-	学术	下水道事業特別会計	44, 091	63, 397	41, 208	35, 557	66,
		1 小是于不同则五日	44, 031	00, 097	41, 200	33, 337	00,
法	宅地造成						
	事業以外						
適							
用用							
企業							
業							
	宅地造成						
	事業						
<b>                                     </b>		A =1 /a\	3, 096, 516	3, 059, 335	2, 933, 299	3, 102, 090	3, 081,
		合 計 (2)	0, 000, 010	0, 000, 000			, ,
		<u>台 計 (2)</u> 標準財政規模	16, 883, 129	16, 807, 502	16, 780, 389	16, 431, 989	16, 404,
							16, 404, —

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

	実質収支額	i	(単位:十円)
会計名 平成25年度 平成26年度			平成29年度
ー般会計 955 823 600 484		1, 188, 695	1, 154, 739
(在宅新築資金等貸付事業費特別会計		<b>▲</b> 98, 954	<b>▲</b> 87, 156
大部診療所特別会計     6,072       11,418	12, 355	6, 877	9, 469
字      股  一般会計			
率 計 る特別会 第 計			
算			
章 計 (1) 832,860 498,523	3 1, 971, 375	1, 096, 618	1, 077, 052
標準財政規模 21, 450, 592 21, 206, 548			19, 918, 862
実質赤字比率(%)		_	_
(黒字の比率 (%)) (3.88%) (2.35%)	(9. 49%)	(5. 39%)	(5. 40%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業) 平成25年度 平成26年度 国民健康保険事業費特別会計 1,625 ▲ 103,684			平成29年度
国		62, 606 157, 486	214, 320 298, 831
一般会計等以     後期高齢者医療特別会計     16,460     19,105		1, 480	1, 095
一般芸計寺以	1, 420	1, 400	1,000
のうち公営企			
連 業に係る特別			
会計以外の会			
実 計			
字			
L j	資金不足・剰		
率     会計名(公営企業会計)     平成25年度     平成26年度       の     水道事業会計     1,295,103     1,435,594			平成29年度
の	1, 528, 061	1, 565, 072	1, 699, 837
資 定 法 宅地造成 字業以外			
資			
率ののは、中央ののは、中央ののは、中央ののは、中央ののは、中央ののは、中央のは、中央			
	7	0. 570	E 440
算		9, 579 28, 825	5, 410 50, 181
節	,	3, 048	1, 068
	2, 020	3, 040	1, 000
別      用			
<b>*</b>			
事業			
	•		
事業	3, 659, 293	2, 924, 714	3, 347, 794
事業			3, 347, 794 19, 918, 862
李業			

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	<u> </u>	(単位:十円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
<b></b>				一般会計	825, 726	715, 387	597, 448	361, 982	427, 420
実質				住宅新築資金等貸付特別会計	<b>▲</b> 53, 593	<b>▲</b> 51,859	<b>▲</b> 50, 629	<b>▲</b> 48, 663	<b>▲</b> 46, 420
赤		-		地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	0	0	0	0	0
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の		77	A I						
算定									
範				合 計 (1)	772, 133	663, 528	546, 819	313, 319	381, 000
囲				<del>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </del>	10, 167, 948	10, 130, 213		10, 341, 969	10, 374, 039
			事	質赤字比率(%)		_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(7. 59%)	(6. 54%)	(5. 31%)	(3. 02%)	(3. 67%)
			云訂名(公	営事業会計:除く公営企業) 国民健康保険特別会計	平成25年度			平成28年度 ▲ 140,797	平成29年度
				介護保険特別会計(保険事業勘定)	2, 254 91, 617	▲ 81, 570 84, 938	▲ 160, 007 123, 547	165, 685	33, 759 130, 102
		én	会計等以	介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	6, 392	6, 477	6, 008	103, 005	3, 202
		人の	会計等以 特別会計	後期高齢者医療特別会計	27, 879	33, 781	39, 077	37, 999	26, 575
			ち公営企	EXAMINATE ELEMANTIMES EL	27, 070	33, 731	30, 011	01,000	20,070
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
	実質	計							
	赤								
	字								
	比						金不足・剰余		
	率		会	計名(公営企業会計) 			平成27年度		平成29年度
	の算			水道事業会計	1, 916, 993	2, 141, 173	2, 263, 840	2, 366, 720	2, 526, 768
次		١							
資 金	定範囲	法適	宅地造成						
示	囲	開開	事業以外						
不 足 比		企							
比		業							
率 の			宅地造成						
			事業						
算 定 範				下水道事業特別会計	2, 146	1, 908	2, 038	1, 820	1, 950
範									
囲		,_	宅地造成						
<u>^</u>		法   非	<del>七</del> 地坦成 事業以外						
会 計		適	ナネグバ						
別		用							
$\odot$		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
Щ									
				合 計 (2)	2, 819, 414	2, 850, 235	2, 821, 322	2, 744, 746	3, 103, 356
				<u>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </u>	10, 167, 948	10, 130, 213	10, 281, 933	10, 341, 969	10, 374, 039
			連結	実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(27. 72%)	(28. 13%)	(27. 43%)	(26. 53%)	(29. 91%)
<u> </u>				W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1	(21.1270)	(20. 1070)	(27.4070)	(20. 0070)	(LJ. J170)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

# 1 大川市

# ◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

全計名   平成25年度   平成26年度   平成27年度   平成28年度   平成29年度   平成								実質収支額		(単位:千円)
一   一   一   一   一   一   一   一   一   一					会 計 名	平成25年度	平成26年度			平成29年度
### 1					一般会計					93, 404
一   一   一   一   一   一   一   一   一   一	実						211,722			22, 121
			l —							
会 等に属す	少		般	一般会計						
計画   5件別会   1	H.		会	等に属す						
日本										
度能	の		等	計						
会計 (1)   562,750   314,362   250,644   163,214   9	算									
標準財政規模	定									
実質赤字比率 (96)				•						93, 404
(編字の比率(96)) (7.04%) (3.94%) (3.09%) (2.02%) (1.15 会計名(公営事業会計:除く公営企業) 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	<u> </u>					7, 984, 768	7, 974, 652	8, 089, 119	8, 045, 261	8, 106, 395
会計名(公営事業会計:除く公営企業) 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平							<del></del>	<del>_</del>	<del>-</del>	<del>_</del>
□ 国民健康保険事業 39,415 69,411 46,691 93,711 6 後期高齢者医療事業 39,415 69,411 46,691 93,711 6 後期高齢者医療事業 10,556 11,087 2,589 2,453				(	(黒字の比率(%))	(7. 04%)	(3. 94%)	(3. 09%)	(2. 02%)	(1. 15%)
□ 国民健康保険事業 39,415 69,411 46,691 98,711 6				会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以   後期高齢者医療事業   10,556   11,087   2,589   2,453   1,004,046   1,005					国民健康保険事業	<b>▲</b> 114, 264	<b>147</b> , 139	<b>1</b> 311, 393	<b>▲</b> 363, 515	<b>▲</b> 280, 560
連連										60, 700
連結			一般	会計等以						2, 941
漢に係る特別会計以外の会計			外の	特別会計	介護サービス事業	0	0	0	0	0
		油	のう	ち公営企						
大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学										
************************************	1	実		WINDE						
		質								
近本の   1	3	赤								
全計名 (公営企業会計)   平成25年度   平成27年度   平成28年度   平成29年度   平成		<del>了</del> レ					2	· 全不见,剩4	全額	
資金       大変       大変 </th <th></th> <th>率</th> <th></th> <th>会</th> <th>計名(公営企業会計)</th> <th>平成25年度</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>平成29年度</th>		率		会	計名(公営企業会計)	平成25年度				平成29年度
算定範囲 (会計別) (会計別) (会計別) (会計別) (本書業以外 (本書集以外 (本書集 (本書集 (本書集 (本書集 (本書集 (本書集 (本書集 (本書集		の								905, 031
上   上   上   上   上   上   上   上   上   上	-   -   -	算								·
上   上   上   上   上   上   上   上   上   上	資	定	法	<b>宁州华</b> 代						
上   上   上   上   上   上   上   上   上   上	金	配田	滴							
空地造成 事業     下水道事業特別会計     4,075     17     0     8       一 定範囲 (会計別別)     主地造成 事業以外 事業以外 事業以外 事業 (全地造成 事業 (全地 長田) 中央 (全地 長田) (全地 長田		211	用	7-70-5171						
空地造成 事業     下水道事業特別会計     4,075     17     0     8       一 定範囲 (会計別別)     主地造成 事業以外 事業以外 事業以外 事業 (全地造成 事業 (全地 長田) 中央 (全地 長田) (全地 長田	比比		生							
本業   下水道事業特別会計   4,075   17   0   8	率		*	<b>宁业生子</b>						
京定範囲       会計別別       本       全       市場       本       本       本       本       本       本       本       本       本       大 </th <th>の</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>	の									
法   字業以外	算			7~	下水道事業特別会計	4 075	17	0	8	0
法   字業以外	定					1, 070	- 17			- V
法   字業以外	即用									
書業以外          適用企業          宅地造成事業          合計(2)       1,671,683         7,984,768       7,974,652         8,089,119       8,045,261         8,10			法	宅地造成						
用 企 業	会		非	事業以外						
企業     宅地造成事業       合計(2)     1,671,683     1,411,447     1,064,164     901,973     78       標準財政規模     7,984,768     7,974,652     8,089,119     8,045,261     8,10	計									
全計(2)     1,671,683     1,411,447     1,064,164     901,973     78       標準財政規模     7,984,768     7,974,652     8,089,119     8,045,261     8,10	別		用							
宅地造成事業       合計(2)     1,671,683     1,411,447     1,064,164     901,973     78       標準財政規模     7,984,768     7,974,652     8,089,119     8,045,261     8,10			巻   正							
事業     1,671,683     1,411,447     1,064,164     901,973     78       標準財政規模     7,984,768     7,974,652     8,089,119     8,045,261     8,10			木	中央生中						
合計(2) 1,671,683 1,411,447 1,064,164 901,973 78 標準財政規模 7,984,768 7,974,652 8,089,119 8,045,261 8,10										
標準財政規模 7,984,768 7,974,652 8,089,119 8,045,261 8,10				予不						
標準財政規模 7,984,768 7,974,652 8,089,119 8,045,261 8,10	ᆜ┃			<u> </u>						
										781, 516
連結実質赤字比率(%)						7, 984, 768	7, 974, 652	8, 089, 119	8, 045, 261	8, 106, 395
				連結	実質赤字比率(%)		_	_	_	
(黒字の比率(%)) (20.93%) (17.69%) (13.15%) (11.21%) (9.64				(	(黒字の比率(%))	(20. 93%)	(17. 69%)	(13. 15%)	(11. 21%)	(9. 64%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	İ	(単位:十円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
<b>—</b>				一般会計	662, 186	471, 251	630, 638	362, 677	350, 305
実質				住宅新築資金等貸付事業会計	52, 166	37, 379	5, 207	3, 230	0
赤		l —							
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会						
の		₹	計						
算									
定範				<u> </u>	714 050	F00, C00	COE 045	205 007	250, 205
囲			•	合 <u>計(1)</u> 標準財政規模	714, 352 13, 599, 941	508, 630 13, 507, 721	635, 845 13, 592, 616	365, 907 13, 611, 849	350, 305 13, 726, 149
			Ф		13, 599, 941	13, 307, 721	13, 592, 616	13, 011, 049	13, 720, 148
				質赤字比率(%)		<u> </u>		<u> </u>	
				(黒字の比率(%))	(5. 25%)	(3. 76%)	(4. 67%)	(2. 68%)	(2. 55%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度		平成27年度		平成29年度
		1		国民健康保険特別会計	▲ 986, 731		<b>▲</b> 1, 229, 410		▲ 582, 097
		1		介護認定特別会計	2, 632	2, 034	2, 383	2, 589	3, 115
		一般	会計等以	介護保険(保険事業勘定)会計	83, 925	68, 757	202, 198	92, 374	184, 287
			特別会計	後期高齢者医療特別会計	5, 936	6, 500	5, 148	6, 356	6, 273
	連	一歩っ	ち公営企 係る特別						
	結	会計	以外の会						
	実	計"	20102						
	質								
	赤								
П	字比				1	*	金不足・剰会	全類	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成25年度	平成26年度			平成29年度
	の			水道事業会計	1, 202, 591	1, 382, 581	1, 666, 658	2, 144, 422	2, 527, 924
	算			公共下水道事業会計	_	_	124, 516	234, 746	288, 733
資	定範囲	法	宅地造成						
金	町田	法適	事業以外						
資金不足比	20	用	T 75.071						
比比		企業							
率		未							
。 の		I	宅地造成 事業						
		$\vdash$	デ木	公共下水道事業会計	33, 680	237, 857			
算定範		1		地方卸売市場会計	441	1, 325	369	248	460
範囲		1		農業集落排水事業会計	3, 954	2, 887	3, 030	1, 946	3, 715
一		法	宅地造成		3,55.	2, 00.	3, 555	1,010	3,775
会		非	事業以外						
会 計		適							
別		用							
		企業							
		耒							
		I	宅地造成						
		I	事業						
ш		Ц							
			,	合 計 (2)	1, 060, 780	1, 148, 363	1, 410, 737	1, 581, 041	2, 782, 715
				標準財政規模	13, 599, 941	13, 507, 721	13, 592, 616	13, 611, 849	13, 726, 149
			連結	実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(7. 79%)	(8. 50%)	(10. 37%)	(11. 61%)	(20. 27%)
					(7. 70/0/	(0. 00/0/	(10.01/0/	(	\_ \. E    0

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:十円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
-				一般会計	131, 303	68, 838	33, 799	43, 321	61, 556
実質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	<b>▲</b> 28, 565	<b>▲</b> 26, 159	<b>1</b> 21, 677	<b>▲</b> 19, 567	<b>▲</b> 17, 232
赤		_		市営駐車場事業特別会計	994	3, 794	2, 095	702	2, 535
字		般	一般会計	バス事業特別会計	0	0	0	0	0
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定範				合 計 (1)	103, 732	46, 473	14, 217	24, 456	46, 859
囲				<u>□</u>	6, 873, 969	6, 801, 940	6, 936, 504	6, 910, 407	6, 938, 606
			宇	質赤字比率(%)	0, 070, 303		<del></del>	<u> </u>	<u> </u>
				·貝亦宁��平(70/ (黒字の比率(%))	(1. 50%)	(0. 68%)	(0. 20%)	(0. 35%)	(0. 67%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)		平成26年度			平成29年度
				国民健康保険事業特別会計	74, 729	5, 926	<b>▲</b> 10, 821	<b>▲</b> 17, 873	31, 372
				後期高齢者医療事業特別会計	12, 806	14, 848	15, 197	15, 283	16, 175
		一般	会計等以 特別会計						
		クトリ	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結	会計	以外の会						
	実	計							
	質赤								
	字								
П	比					貨	【金不足・剰ź	余額	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成25年度	平成26年度			平成29年度
	の			水道事業会計	195, 052	211, 464	203, 457	157, 550	137, 247
ישל:	の算			東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
資	の算	法	宅地造成						,
資金不	の	法適用		東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
資金不足	の算	用	宅地造成	東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
足比	の算	法適用企業	宅地造成	東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
足比率	の算	用企	宅地造成 事業以外	東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
足比率の	の算	用企	宅地造成	東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
足比率の	の算	用企	宅地造成事業以外宅地造成	東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
足比率の	の算	用企	宅地造成事業以外宅地造成	東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
足比率	の算	用企業	宅地造成事業以外宅地造成	東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
一足比率の算定範囲(	の算	用企業 法	宅地造成 成 成 電 地	東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
一足比率の算定範囲(	の算	用企業 法非	宅地造成事業以外宅地造成	東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
「足比率の算定範囲(会計	の算	用企業 法非適	宅地造成 成 成 電 地	東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
一足比率の算定範囲(	の算	用企業法非適用企	宅地造成 成 成 電 地	東部地区工業用水道事業会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
「足比率の算定範囲(会計	の算	用企業 法非適	宅地造成 成 成 電 地	東部地区工業用水道事業会計下水道事業特別会計	55, 068	58, 505	62, 539	67, 602	70, 984
「足比率の算定範囲(会計	の算	用企業法非適用企	宅地造成 成 成 電 地	東部地区工業用水道事業会計	55, 068 345, 743	58, 505 382, 269	62, 539	67, 602 360, 278	70, 984
「足比率の算定範囲(会計	の算	用企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	東部地区工業用水道事業会計下水道事業特別会計	55, 068 345, 743	58, 505 382, 269	62, 539	67, 602 360, 278	70, 984
「足比率の算定範囲(会計	の算	用企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 化 成外 成 成外 成 成外 成 成外 成 成外	東部地区工業用水道事業会計下水道事業特別会計	55, 068 345, 743	58, 505 382, 269	62, 539	67, 602 360, 278	70, 984
「足比率の算定範囲(会計	の算	用企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	東部地区工業用水道事業会計下水道事業特別会計	55, 068 345, 743	58, 505 382, 269	62, 539 386, 752	67, 602	70, 984
「足比率の算定範囲(会計	の算	用企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	東部地区工業用水道事業会計下水道事業特別会計  工業用地造成事業特別会計  合 計 (2)	55, 068 345, 743 0 0	58, 505 382, 269	62, 539 386, 752	67, 602 360, 278	70, 984 390, 475
「足比率の算定範囲(会計	の算	用企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	東部地区工業用水道事業会計下水道事業特別会計  工業用地造成事業特別会計  合計(2) 標準財政規模	55, 068 345, 743	58, 505 382, 269	62, 539 386, 752	67, 602	70, 984
「足比率の算定範囲(会計	の算	用企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 电线	東部地区工業用水道事業会計下水道事業特別会計  工業用地造成事業特別会計  合 計 (2)	55, 068 345, 743 0 0	58, 505 382, 269	62, 539 386, 752	67, 602 360, 278	70, 984 390, 475

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

14 中間市

# ◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

					1		実質収支額	<u> </u>	(単位:千円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
				一般会計	807, 420	440, 198	390, 911	424, 715	369, 437
実				公共用地先行取得特別会計	0	0	0	0	0
質土		l —		住宅新築資金等特別会計	<b>▲</b> 504, 839	<b>4</b> 19, 615	<b>▲</b> 364, 752	<b>▲</b> 348, 456	<b>▲</b> 343, 850
赤字		般	一般会計	地域下水道事業特別会計	1, 197	1, 149	796	1, 120	1, 319
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			•	合 計 (1)	303, 778	21, 732	26, 955	77, 379	26, 906
囲			-	標準財政規模	9, 701, 553	9, 689, 711	9, 760, 966	9, 587, 674	9, 577, 551
				質赤字比率(%)					
			(	(黒字の比率(%))	(3. 13%)	(0. 22%)	(0. 27%)	(0. 80%)	(0. 28%)
_			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
			,-	特別会計国民健康保険事業	<b>▲</b> 1, 250, 832	<b>▲</b> 1, 246, 613			<b>▲</b> 1, 013, 928
				介護保険事業特別会計	30, 656	62, 408	126, 479	159, 322	217, 224
		— #Q	会計等以	後期高齢者医療特別会計	14, 197	16, 645	18, 244	19, 028	17, 100
		外の	特別会計						
	<b>、</b>		ち公営企						
	連結		係る特別						
1	実	云計	以外の会						
7	質	P!							
	赤								
ا ب	字								
	比率		Δ:	計名(公営企業会計)	平成25年度		では できます できまる では では です できない かいま でい でい かい		亚라OO左由
	の			水道事業会計	1,690,873	1,722,631	十成27年度 1,712,229	1,749,443	平成29年度 1,720,727
	算			病院事業会計	69, 953	85, 545	115, 971	106, 538	30, 628
咨	定	法			03, 333	00, 040	110, 371	100, 300	00, 020
金	範囲	適	宅地造成						
不	囲	用用	事業以外						
不 足 比		企							
比		業							
率 の			宅地造成						
		<u> </u>	事業	0. II == 1.0 <del>4</del> = #44 p. 0. 1					
算定範				公共下水道事業特別会計	7, 914	4, 124	3, 283	3, 358	3, 462
範									
囲		١	宅地造成						
		<b>法</b>   非	事業以外						
会 計		適	チボグバ						
別		用							
3		企							
		業							
			宅地造成						
Ш			七地坦从						
			事業						
			事業	스 화 (2)	066 520	666 470	761 700	070 006	1 002 110
Щ			事業	合計(2) 煙淮財政相増	866, 539 9, 701, 553	666, 472 9 689 711	761, 790 9, 760, 966	878, 986 9 587 674	1, 002, 119 9, 577, 551
Щ			事業	標準財政規模	9, 701, 553	9, 689, 711	9, 760, 966	9, 587, 674	1, 002, 119 9, 577, 551
			事業連結						

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	<u> </u>	(単位:十円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
==				一般会計	938, 848	870, 519	791, 918	432, 178	257, 479
実質				小郡市住宅新築資金等貸付事業特別会計	9, 343	9, 574	9, 678	10, 434	10, 536
赤		-							
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の		77	A I						
算定									
範				合 計 (1)	948, 191	880, 093	801, 596	442, 612	268, 015
囲				標準財政規模	11, 447, 225	11, 363, 984		11, 486, 805	11, 616, 567
			実	質赤字比率(%)					
				(黒字の比率(%))	(8. 28%)	(7. 74%)	(6. 94%)	(3. 85%)	(2. 30%)
				営事業会計:除く公営企業)	平成25年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		-	五川11(五	小郡市国民健康保険事業特別会計	平成25年度 ▲ 791,755	平成20年度	平成27年度 ▲ 700,940	平成20年度	平成29年度 ▲ 220,855
				小郡市後期高齢者医療特別会計	20, 871	24, 117	24, 883	24, 806	26, 881
		<b>\$</b> @	会計等以	小郡市介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	17, 192	23, 128	116, 248	85, 633	63, 436
		外の	特別会計	小郡市介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	12, 464	15, 039	17, 442	17, 077	17, 984
	\±	のう	ち公営企						
	連結	業に	係る特別						
	実	云訂計	以外の会						
	質	P'							
	赤								
	字比					38	[金不足・剰余	<b></b>	
	率		수 i	計名(公営企業会計)	亚成25年度		平成27年度		平成29年度
	っの			小郡市下水道事業会計	- MAZO — IX	—————————————————————————————————————	- 1 100 Z 1 一 1又	- AXEO -	448, 493
	算								
資 金	定範囲	法	宅地造成						
金	配田	法適	事業以外						
유	211	用	3.010.000						
不 足 比		企業							
率		*	宅地造成						
の			七地坦风 事業						
算 定 範				小郡市下水道事業特別会計	624	472	1, 205	2, 618	_
<b>正</b>									
囲									
$\overline{}$			宅地造成						
会 計		非	事業以外						
計 別		適用							
勿		企							
		業		小郡市工業団地整備事業特別会計	0	0	0	0	46, 480
			宅地造成						10, 100
			事業						
$\sqcup$									
				合 計 (2)	207 507	100 000	260, 434	20 E11	6EO 424
				<u> </u>	207, 587 11, 447, 225	120, 223 11, 363, 984	260, 434 11, 538, 844	39, 511 11, 486, 805	650, 434 11, 616, 567
			油紅	実質赤字比率(%)	11, <del>11</del> 1, 223	- 1, 000, 904 -	- 1, 550, 644 -	- 1, <del>1</del> 00, 003	11, 010, 007
					(1 01%)	(1 OEV)	(2 0EW)	(0. 24%)	(E E0%)
				(黒字の比率(%))	(1.81%)	(1. 05%)	(2. 25%)	(0. 34%)	(5. 59%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	i	(単位:千円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
r÷-				一般会計	626, 175	651, 286	1, 749, 794		826, 260
実質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	14, 584	5, 175	13, 324	8, 252	11, 422
赤		l —		奨学資金貸与事業特別会計	0	0	0	0	0
字		般	一般会計	土地取得事業特別会計	0	0	0	_	_
比		会	等に属す	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	-	0	0
率		計等	る特別会						
の		₹ 7	計						
算定									
範				合 計 (1)	640, 759	656, 461	1, 763, 118	1, 890, 716	837, 682
囲					18, 749, 643	18, 741, 942			18, 742, 379
			宝	質赤字比率(%)	_	—	_	—	—
				(黒字の比率(%))	(3. 41%)	(3. 50%)	(9. 34%)	(10. 09%)	(4. 46%)
		$\vdash$	云訂名(公	営事業会計:除く公営企業) 国民健康保険事業特別会計	平成25年度 128,010	平成26年度 202,541	平成27年度 19,440	平成28年度 20,963	平成29年度 19,632
		I		介護保険事業特別会計	115, 855	116, 777	94, 287	133, 227	73, 569
		<u>i</u> in	会計等以	後期高齢者医療事業特別会計	35, 898	42, 925	41, 457	43, 557	45, 038
			特別会計	ESCOTION DE LA COMPANION DE LA	00, 000	12, 020	11, 107	10, 007	10, 000
			ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結束		以外の会						
	実質	計							
	赤								
	字								
	比率		Λ:		<b>≖ -1</b> 05 ← <b>-</b>		金不足・剰労		77 - <del>1</del> 00 /- rh
	の		云	計名 (公営企業会計) 水道事業会計	平成25年度 2,129,476	平成26年度 2,024,726	平成27年度 2,030,965	平成28年度 2,076,807	平成29年度 2, 201, 751
	算			下水道事業会計	1, 339, 266	1, 264, 414	1, 086, 753	962, 711	986, 762
資	定	法		1 HAZE T SKILLE	1, 000, 200	1, 201, 111	1, 000, 700	002, 711	000, 702
資金	範囲	適	宅地造成 事業以外						
不	囲	用	争未以71						
不 足 比		企							
卒		業							
の		I	宅地造成 事業						
		$\vdash$	デ木	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
算 定 範		I		及水水山が小子水内が五山	- 0	0	0	0	0
<b>車</b> 囲		I							
$\overline{}$		法	宅地造成						
会 計		非	事業以外						
計		適							
別		用企							
		業							
		1	宅地造成						
		I	事業						
Ш									
				A =1 (0)	4 000 004	4 007 044	F 000 000	E 107 001	4 104 404
		$\vdash$	•	合 <u>計(2)</u> 標準財政規模	4, 389, 264 18, 749, 643		5, 036, 020 18, 869, 573		4, 164, 434 18, 742, 379
			油红	実質赤字比率(%)	10, 749, 043	10, 741, 942	10, 009, 073	10, 131, 340	10, 142, 3/9
					(22.40%)	(22 00%)	(26, 60%)	(27, 27%)	(22, 21%)
				(黒字の比率(%))	(23. 40%)	(22. 98%)	(26. 68%)	(27. 37%)	(22. 21%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

					1		実質収支額	<u> </u>	(単位:十円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
<b>=</b>				一般会計	890, 030	648, 496	1, 032, 143	1, 109, 450	1, 645, 121
実質				筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	0	_	_	_	-
赤		—							
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の管		4	R I						
算定									
範				合 計 (1)	890, 030	648, 496	1, 032, 143	1, 109, 450	1, 645, 121
囲				標準財政規模	18, 299, 308	18, 432, 059	18, 968, 320	19, 104, 213	19, 302, 457
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(4. 86%)	(3. 51%)	(5. 44%)	(5. 80%)	(8. 52%)
_				営事業会計:除く公営企業)	平成25年度				平成29年度
			<u> </u>	国民健康保険事業特別会計	297, 254	633, 309	575, 099	千成20千度 661, 148	千成29千及 666, 554
		I		後期高齢者医療事業特別会計	56, 735	65, 829	66, 240	69, 146	70, 735
		<b>—</b> #4	会計等以	介護保険事業特別会計	94, 531	91, 921	69, 120	123, 411	196, 902
		外の	特別会計						
	\±		ち公営企						
	連結	薬に	係る特別 以外の会						
	実	計	以外以云						
	質	"							
	赤								
П	字比					-2	を 金不足・剰気		
	率		会	計名(公営企業会計)	平成25年度	平成26年度			平成29年度
	の			下水道事業会計	698, 201	785, 006	908, 626	852, 142	816, 581
	算								
資	定範囲	法適	宅地造成						
金	押	適   用	事業以外						
資金不足比		企							
比		業							
率の		1	宅地造成						
		L	事業						
算定範									
範		I							
囲			calle 4 - 4						
$\widehat{\triangle}$		法   非	宅地造成 事業以外						
会 計		適	デネタバ						
別		用用							
3		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
Ш		<u> </u>							
			•	合 計 (2)	2, 036, 751	2, 224, 561	2, 651, 228	2, 815, 297	3, 395, 893
				標準財政規模	18, 299, 308	18, 432, 059	18, 968, 320		19, 302, 457
			連結	実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(11. 13%)	(12. 06%)	(13. 97%)	(14. 73%)	(17. 59%)
					,	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	\V.107	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	\

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
-				一般会計	563, 763	676, 519	708, 356	660, 018	750, 058
実									
質赤		_							
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範				合 計 (1)	563, 763	676, 519	708, 356	660, 018	750, 058
囲				標準財政規模	18, 002, 137	17, 957, 687	18, 186, 061	18, 473, 153	18, 640, 073
				質赤字比率(%)					
				(黒字の比率(%))	(3. 13%)	(3. 76%)	(3. 89%)	(3. 57%)	(4. 02%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
				国民健康保険特別会計	47, 361	74, 855	88, 625	114, 854	10, 116
				介護保険特別会計(保険事業勘定)	92, 378	86, 804	123, 715	230, 937	203, 481
		<b>—#</b>	会計等以	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	10, 017	12, 839	20, 016	21, 045	19, 292
		外の	特別会計	後期高齢者医療特別会計	<b>▲</b> 3, 345	<b>▲</b> 2, 166	<b>▲</b> 3, 364	1, 051	6, 700
	\ <del>_</del>	のう	ち公営企	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	0	0	_	-	_
	連		係る特別						
	結実	会計計	以外の会						
	実質	A I							
	赤								
	字								
	比率				<u> </u>		金不足・剰会		
	2444			計名(公営企業会計)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		-							
	の		<u> </u>	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
咨	の算	<u>.</u>							
資金	の算定範	法	宅地造成	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金	の算	適		水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金 不 足	の算定範	適用企	宅地造成	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金 不 足	の算定範	適	宅地造成	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率	の算定範	適用企	宅地造成	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率の	の算定範	適用企	宅地造成事業以外	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率の	の算定範	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率	の算定範	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率の算定	の算定範	適用企業	宅地造成事業以外宅地造成事業	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率の算定範囲(	の算定範	適用企業法	宅地造成外 定地 造 成 成	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率の算定範囲(	の算定範	適用企業 法非	宅地造成事業以外宅地造成事業	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業法非適	宅地造成外 定地 造 成 成	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率の算定範囲(	の算定範	適用企業 法非適用	宅地造成外 定地 造 成 成	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業法非適	宅地造成外 定地 造 成 成	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅地造成外 定地 造 成 成	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計	2, 720, 356	2, 569, 364	2, 432, 662	2, 408, 561	2, 291, 829
金不足比率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	2, 720, 356 649, 623	2, 569, 364 754, 017	2, 432, 662 781, 341	2, 408, 561 981, 313	2, 291, 829 858, 980
金不足比率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	2, 720, 356 649, 623	2, 569, 364 754, 017	2, 432, 662 781, 341	2, 408, 561 981, 313	2, 291, 829 858, 980
金不足比率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	2, 720, 356 649, 623	2, 569, 364 754, 017	2, 432, 662 781, 341	2, 408, 561 981, 313	2, 291, 829 858, 980
金不足比率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	2, 720, 356 649, 623	2, 569, 364 754, 017	2, 432, 662 781, 341	2, 408, 561 981, 313	2, 291, 829 858, 980

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

					I		実質収支額	<u> </u>	(単位:千円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
				一般会計	354, 747	393, 516	345, 893	627, 320	1, 028, 145
実				住宅新築資金等貸付事業特別会計	5, 240	2, 766	3, 249	6, 941	2, 316
質土		l —			2, 211	_,	2, = 11	2, 2 11	
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			•	合 計 (1)	359, 987	396, 282	349, 142	634, 261	1, 030, 461
进				標準財政規模	19, 709, 158	19, 507, 010	19, 746, 373	19, 673, 746	19, 504, 571
				質赤字比率(%)					
			(	(黒字の比率(%))	(1. 82%)	(2. 03%)	(1. 76%)	(3. 22%)	(5. 28%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
				国民健康保険特別会計(事業勘定)	202, 596	262, 009	372, 585	382, 043	397, 002
				国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	837	760	1, 075	786	949
		— <b>#</b> 9	会計等以	後期高齢者医療特別会計	38, 724	45, 819	43, 715	42, 993	45, 906
		外の	特別会計	介護保険特別会計(保険事業勘定)	38, 042	35, 030	169, 298	175, 007	173, 919
	\ <b>±</b>	のう	ち公営企	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	5, 734	3, 997	3, 541	1, 691	0
	連結		係る特別						
	<sup>柘</sup> 実		以外の会						
	大 質	計							
	赤								
	字								
	比索	-		51.5 / N A A A A A A A A A A A A A A A A A A			金不足・剰余		₩ <del>- 1</del> 00 /=
	率の		云	計名(公営企業会計) 下水道事業会計	平成25年度 873,765	平成26年度 879.767	平成27年度 994,612	平成28年度 1,113,706	平成29年度 1,226,941
	算			「小児事未云司	673, 703	079, 707	994, 012	1, 113, 700	1, 220, 941
		法							
金	定範囲	適	宅地造成						
不	囲	用用	事業以外						
資金不足比		企							
比		業							
率 の			宅地造成						
			事業						
算 定 範				渡船事業特別会計	0	0	0	0	18, 242
範				漁業集落排水処理施設事業特別会計	94	123	153	7, 392	124
囲		۱,۰	宅地造成						
$\widehat{\wedge}$		法   非	七 <sup>元</sup> 正 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元						
会 計		適	子不久八						
別		用用							
33		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
ШІ									
					1 510 770	1 000 707	1 004 101	0.053.030	0.000 511
			•	合 <u>計(2)</u>	1, 519, 779	1, 623, 787	1, 934, 121	2, 357, 879	2, 893, 544 19, 504, 571
			<u>&gt;± /</u> ⊥	標準財政規模	19, 709, 158	19, 507, 010	19, 746, 373	19, 673, 746	19, 504, 571
				標準射収規模 実質赤字比率(%) (黒字の比率(%))	(7. 71%)	(8. 32%)	19, 746, 373 — (9. 79%)	(11. 98%)	— (14. 83%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:千円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
				一般会計	800, 334	555, 314	656, 190	630, 076	592, 741
実				住宅新築資金等貸付事業特別会計	719	3, 009	10, 310	16, 152	918
質土		l —		筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	_	0	0	,	-
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定					221 272				744 474
範囲			•	合 <u>計(1)</u>	801, 053	558, 323	666, 500	646, 228	593, 659
<u> </u>			r to	標準財政規模	12, 532, 537	12, 621, 636	12, 926, 796	13, 121, 138	13, 232, 910
				質赤字比率(%)	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<del></del>	<u> </u>
				(黒字の比率(%))	(6. 39%)	(4. 42%)	(5. 15%)	(4. 92%)	(4. 48%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)		平成26年度			平成29年度
				国民健康保険事業特別会計		<b>1</b> , 056, 382	▲ 698, 899	<b>221</b> , 834	<b>▲</b> 172, 321
				介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	36, 868	30, 163	55, 419	88, 675	99, 529
		一般	会計等以	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	12, 142	13, 878	19, 203	18, 536	18, 550
			特別会計	後期高齢者医療特別会計	50, 236	68, 905	56, 059	53, 192	54, 737
3	連	のつ	ち公営企 係る特別	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	_	_	0	0	_
	結	大 に	·除る特別 ·以外の会						
3	実	計	2011-00 A						
Í	質								
3	赤								
	字比					<b>2</b>	を 一日・剰気	全類	
2	率		会	計名(公営企業会計)	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成29年度
	の			水道事業会計	2, 085, 187	2, 070, 994	2, 145, 207	2, 157, 437	2, 063, 911
4	の算			水道事業会計 下水道事業会計	2, 085, 187 980, 986	2, 070, 994 836, 674	2, 145, 207 701, 732	2, 157, 437 652, 776	621, 560
答 5	の算定	法	字地浩成						
資金	の算定	適	宅地造成 事業以外						
資金	の算	適用	宅地造成 事業以外						
資金	の算定	適用企							
資金不足比	の算定	適用	事業以外						
資金不足比率の	の算定	適用企	事業以外宅地造成						
資金不足比率の	の算定	適用企	事業以外						
資金不足比率の	の算定	適用企	事業以外宅地造成						
資金不足比率の算定範	の算定	適用企	事業以外宅地造成						
資金不足比率の算定範囲(	の算定	適用企業	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成						
資金不足比率の算定範囲(	の算定	適用企業 法非	宅地造成事業						
資金不足比率の算定範囲(会計	の算定	適用企業法非適	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成						
資金不足比率の算定範囲(	の算定	適用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成						
資金不足比率の算定範囲(会計	の算定	適用企業法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成						
資金不足比率の算定範囲(会計	の算定	適用企業 法非適用	事業以外 宅地業 宅地業 宅地進成外						
資金不足比率の算定範囲(会計	の算定	適用企業法非適用企	事業以外成 定						
資金不足比率の算定範囲(会計	の算定	適用企業法非適用企	事業以外 宅地業 宅地業 宅地進成外						
資金不足比率の算定範囲(会計	の算定	適用企業法非適用企	事業以外成 定事 电	下水道事業会計	980, 986	836, 674	701, 732	652, 776	621, 560
資金不足比率の算定範囲(会計	の算定	適用企業法非適用企	事業以外成 定事 电	下水道事業会計 一	3, 083, 492	2, 522, 555	701, 732	3, 395, 010	3, 279, 625
資金不足比率の算定範囲(会計	の算定	適用企業 法非適用企	事業	下水道事業会計	980, 986	836, 674	701, 732	3, 395, 010	621, 560
資金不足比率の算定範囲(会計	の算定	適用企業 法非適用企	事業 2 2 事 2 2 事 2 2 事 2 2 3 2 4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	下水道事業会計 一	3, 083, 492	2, 522, 555	701, 732	3, 395, 010	3, 279, 625

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	İ	(単位:十円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
<b>+</b>				一般会計	628, 795	720, 891	947, 844	717, 801	864, 750
実質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	7, 192	6, 344	9, 951	15, 526	18, 531
赤		<b> </b>							
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の		₹	A I						
算定									
範				合 計 (1)	635, 987	727, 235	957, 795	733, 327	883, 281
囲					11, 528, 245	11, 393, 932	11, 606, 435	11, 598, 478	11, 543, 651
			宇	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(5. 51%)	(6. 38%)	(8. 25%)	(6. 32%)	(7. 65%)
		<b>!</b>							
		<u> </u>	云訂石(公	営事業会計:除く公営企業) 国民健康保険特別会計	平成25年度 107,746	平成26年度 ▲ 17,239	平成27年度 ▲ 104,699	平成28年度	平成29年度
				後期高齢者医療特別会計	107, 746	11, 867	1, 908	<u>▲ 33, 284</u> 784	143, 911 890
		<u>in</u>	会計等以	介護保険特別会計(保険事業勘定)	122, 666	189, 648	69, 236	174, 857	97, 969
		外の	特別会計	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	1, 999	1, 643	5, 128	8, 274	12, 183
			ち公営企		1, 222	1, 2.12	2, 122	-, -:	12, 111
	連	業に	係る特別						
	結束		以外の会						
	実質	計							
	赤								
	字							=	
	比		Λ.				金不足・剰余		
	率の		安日	計名(公 <b>営企業会</b> 計)	平成25年度 1,411,552	平成26年度 1,444,696	平成27年度 1,523,252	平成28年度 1,567,229	平成29年度
	算			水道事業会計	1, 411, 552	1, 444, 090	1, 523, 252	1, 307, 229	1, 600, 251
		注							
金	定範囲	法適	宅地造成						
不	囲	用	事業以外						
資金不足比		企							
卒		業							
の			宅地造成						
			事業	公共下水道事業特別会計	20, 434	2, 408	13, 083	8, 352	0
算 定 範				農業集落排水事業特別会計	7, 527	3, 462	275	5, 856	19, 626
範囲				及水水油が小子木門が五川	1,021	0, 402	210	0,000	13, 020
囲		法	宅地造成						
会		非	事業以外						
計		適							
別		用							
		企業							
		未	中央生中						
			宅地造成 事業						
			子木						
닉			<u> </u>						
				合 計 (2)	2, 309, 062	2, 363, 720			2, 758, 111
				標準財政規模	11, 528, 245	11, 393, 932	11, 606, 435	11, 598, 478	11, 543, 651
				実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			(	(黒字の比率(%))	(20. 02%)	(20. 74%)	(21. 24%)	(21. 25%)	(23. 89%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:十円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
<b>—</b>				一般会計	737, 823	549, 454	502, 028	704, 805	554, 443
実質				地域し尿処理施設事業特別会計	12, 340	0	-	_	_
赤		-		住宅新築資金等貸付事業特別会計	4, 946	6, 045	6, 879	7, 014	7, 192
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の管		1 3	R I						
算定									
範				合 計 (1)	755, 109	555, 499	508, 907	711, 819	561, 635
囲				標準財政規模	12, 113, 493	12, 363, 302	12, 628, 438	12, 716, 722	12, 970, 894
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(6. 23%)	(4. 49%)	(4. 02%)	(5. 59%)	(4. 32%)
			<b>会計</b> 名 (公)	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
			ANTI (A)	国民健康保険事業特別会計	123,040	95,360	7,014	33,775	37,310
				後期高齢者医療事業特別会計	4, 819	4, 462	8, 995	7, 150	31, 304
		<b>\$</b> @	会計等以	介護保険事業特別会計	26, 813	5, 549	72, 778	147, 365	96, 284
		外の	特別会計						
	<b>\</b> ±	のう	ち公営企						
	連結	薬に	係る特別 以外の会						
	実	計	以外の云						
	質	P'							
	赤								
	字比	-				2	【金不足・剰会	<b>全</b> 紹	
	率		会調	計名(公営企業会計)	平成25年度	平成26年度			平成29年度
	の			公共下水道事業会計		-	-	123, 362	247, 588
	算							,	ŕ
資	定範囲	法適	宅地造成						
金	配用	適	事業以外						
个只	211	用							
資金不足比		企業							
率		*	宅地造成						
の			事業						
算 定 範				公共下水道事業特別会計	16, 228	18, 512	17, 420	_	_
<b>企</b>									
囲									
$\widehat{}$			宅地造成						
会 計		非	事業以外						
計別		適用							
())		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
Ш									
				合 計 (2)	በንድ በሰባ	679, 382	615 114	1 022 471	07/ 101
				<u>□                                    </u>	926, 009 12, 113, 493	12, 363, 302	615, 114 12, 628, 438	1, 023, 471 12, 716, 722	974, 121 12, 970, 894
			油結	<u></u>			UZU, 400	<u> </u>	- U U U U U U U U U U U U U U U U U U U
				大員がテルギ (70)     黒字の比率(%))	(7. 64%)	(F 40%)	(4. 87%)	(8. 04%)	(7. 51%)
			- (	派丁ツル平(70))	(7.0470)	(5. 49%)	(4.0/70)	(O. U470)	(7.0170)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	į	
				会 計 名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実				一般会計	492, 129	546, 668	777, 616	492, 810	708, 996
質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	19, 436	20, 570	21, 471	21, 986	22, 636
赤		<del>-</del>		自動車学校特別会計	4, 618	3, 614	17, 015	4, 839	4, 160
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の		₹	ΠI						
算定									
範				合 計 (1)	516, 183	570, 852	816, 102	519, 635	735, 792
囲				<del>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </del>	9, 149, 659	9, 157, 782	9, 244, 337	8, 880, 533	8, 944, 306
			生	<u>读中况或观读</u> 質赤字比率(%)	<u> </u>	0, 101, 102			-
				 (黒字の比率(%))	(5. 64%)	(6. 23%)	(8. 82%)	(5. 85%)	(8. 22%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
				国民健康保険事業特別会計	8, 037	10, 314	14, 595	21, 428	81, 932
			A =1.54	後期高齢者医療事業特別会計	81	775	1, 542	1, 901	1, 633
			会計等以						
		かい	特別会計 ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
	実質	計							
	質土								
	赤字								
П	比					資	を不足・剰ぽ	· 余額	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成25年度	平成26年度			平成29年度
	の								
	算								
資 金	定範	法	宅地造成						
137	囲	適							
崇	-		事業以外						
不		用企	<b>事</b> 莱以外						
不		企	<b>事</b> 莱以外						
不 足 比 率									
不足比率の		企	事業以外 宅地造成 事業						
不足比率の		企	宅地造成	下水道事業特別会計	152	12, 640	10, 734	16, 494	22, 462
不足比率の算定		企	宅地造成	農業集落排水事業特別会計	3, 045	3, 288	3, 003	2, 361	2, 522
不足比率の算定範		企 業 	宅地造成事業	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 045 3, 127	3, 288 2, 091	3, 003 1, 230	2, 361 728	2, 522 1, 252
不足比率の算定範囲(		企業	宅地造成 事業 宅地造成	農業集落排水事業特別会計	3, 045	3, 288	3, 003	2, 361	2, 522
不足比率の算定範囲(		企業法非	宅地造成事業	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 045 3, 127	3, 288 2, 091	3, 003 1, 230	2, 361 728	2, 522 1, 252
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適	宅地造成 事業 宅地造成	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 045 3, 127	3, 288 2, 091	3, 003 1, 230	2, 361 728	2, 522 1, 252
不足比率の算定範囲(		企業 法非適用	宅地造成 事業 宅地造成	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 045 3, 127	3, 288 2, 091	3, 003 1, 230	2, 361 728	2, 522 1, 252
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 045 3, 127	3, 288 2, 091	3, 003 1, 230	2, 361 728	2, 522 1, 252
不足比率の算定範囲(会計		企業 法非適用	宅地造成 事業 宅地造成 事業以外	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 045 3, 127	3, 288 2, 091	3, 003 1, 230	2, 361 728	2, 522 1, 252
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 045 3, 127	3, 288 2, 091	3, 003 1, 230	2, 361 728	2, 522 1, 252
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成外 宅地造成外	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 045 3, 127	3, 288 2, 091	3, 003 1, 230	2, 361 728	2, 522 1, 252
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅事業 宅地造成 成 東	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計 簡易水道事業特別会計	3, 045 3, 127 2, 542	3, 288 2, 091 1, 329	3, 003 1, 230 1, 632	2, 361 728 1, 269	2, 522 1, 252 785
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅事業 宅地造成 成 東	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計 簡易水道事業特別会計	3, 045 3, 127 2, 542 533, 167	3, 288 2, 091 1, 329	3, 003 1, 230 1, 632	2, 361 728 1, 269	2, 522 1, 252 785 785
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅地造成 定地 造成 水 造成 水 造成 水 造成 水 造成 水 造成 水 造成 水 造成	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計 簡易水道事業特別会計 合計(2) 標準財政規模	3, 045 3, 127 2, 542	3, 288 2, 091 1, 329	3, 003 1, 230 1, 632	2, 361 728 1, 269	2, 522 1, 252 785
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅事業 宅事 宅事 宅事	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計 簡易水道事業特別会計	3, 045 3, 127 2, 542 533, 167	3, 288 2, 091 1, 329	3, 003 1, 230 1, 632	2, 361 728 1, 269	2, 522 1, 252 785 785

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

					実質収支額		(+
		会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
		一般会計	911, 055	558, 705	595, 857	838, 397	942, 7
		住宅新築資金等特別会計	3, 109	7, 417	10, 000	10, 419	10, 7
-							
般							
会							
計							
等	計						
		合 計 (1)	914, 164	566, 122	605, 857	848, 816	953,
		標準財政規模	9, 236, 136	9, 252, 449	9, 253, 392	9, 079, 114	9, 018, 2
	美	質赤字比率(%)		_	_	_	
		(黒字の比率(%))	(9. 89%)	(6. 11%)	(6. 54%)	(9. 34%)	(10. 57%)
	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年
		国民健康保険特別会計	<b>127, 902</b>	<b>294</b> , 618	<b>422</b> , 952	<b>445</b> , 259	▲ 384,
1		後期高齢者医療特別会計	5, 897	5, 832	7, 067	7, 224	7,
_4	股会計等以			, ,	, ,		,
	の特別会計						
の ·	うち公営企						
業	に係る特別						
	計以外の会						
計							
				資	を 不足・剰 に	余額	
	会	計名(公営企業会計)	平成25年度		平成27年度		平成29年
		水道事業会計	232, 688	203, 022	208, 484	219, 083	241,
l							
法適	宅地造成						
週用	事業以外						
企							
業							
~	宅地造成						
	事業						
	3- 514	簡易水道事業特別会計	8, 596	67	627	1, 093	1,
		公共下水道事業特別会計	10, 939	6, 150	4, 380	6, 602	11,
1							
法	宅地造成						
非	事業以外						
適	i						
用							
企業							
業							
1	宅地造成						
	事業						
Г		合 計 (2)	1, 044, 382	486, 575	403, 463	637, 559	830,
$\vdash$		標準財政規模	9, 236, 136	9, 252, 449	9, 253, 392	9, 079, 114	9, 018,
	<b>油</b> 純	実質赤字比率(%)	5, 200, 100	-	-	-	
<b></b> -			(11 20%)	/E 0E%)	(4 OCN)	(7,00%)	(0.01%)
		(黒字の比率(%))	(11. 30%)	(5. 25%)	(4. 36%)	(7. 02%)	(9. 21%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

				実質収支額				
		会 計 名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年月	
		一般会計	591, 186	187, 579	743, 710	820, 019	454, 9	
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	67, 393	77, 964	20, 631	1, 162	3, 3	
1-								
般	一般会計							
会	等に属す							
計等	る特別会 計							
7								
		合 計 (1)	658, 579	265, 543	764, 341	821, 181	458,	
		<u>□引(                               </u>	13, 386, 929	13, 461, 704	13, 542, 600	13, 213, 004	12, 822,	
	<b>.</b>		13, 300, 929	13, 401, 704	13, 542, 600	13, 213, 004	12, 022,	
		質赤字比率(%)				<u> </u>		
	(	黒字の比率(%))	(4. 91%)	(1. 97%)	(5. 64%)	(6. 21%)	(3. 57%)	
	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年	
		国民健康保険事業特別会計	<b>▲</b> 503, 700	<b>▲</b> 503, 889	<b>448</b> , 805	<b>▲</b> 542, 604	<b>▲</b> 494,	
		後期高齢者医療特別会計	20, 969	23, 103	9, 079	9, 035	8,	
	ł会計等以	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	82, 576	135, 689	186, 017	177, 983	162,	
外の	特別会計	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	0	0	0		
	ち公営企							
	係る特別							
計	以外の会							
PI								
-	<u> </u>	十名(公営企業会計)	資金不足・剰余額   平成25年度   平成26年度   平成27年度   平成28年度   平成29年					
		水道事業会計	1, 153, 101	1,510,012	1,592,227	1,671,819	1,656,	
		TOWER PRODUIT	1, 100, 101	1, 010, 012	1, 002, 227	1, 071, 010	1, 000,	
法								
法適	宅地造成 事業以外							
用	争未以7							
企								
業								
1	宅地造成							
	事業							
1								
,_	宅地造成							
	事業以外							
非適	T-450/1							
用用								
企								
業								
	宅地造成							
	事業							
		A = (0)	1 411 505	1 400 450	0 100 050	0 107 444	1 701	
-	•	合計(2) 一種進制改組費	1, 411, 525		2, 102, 859	2, 137, 414	1, 791,	
	<b>*</b> 士 4+	標準財政規模	13, 386, 929	13, 401, 704	13, 542, 600	13, 213, 004	12, 822,	
		実質赤字比率(%)		<u> </u>		<u> </u>		
	(	黒字の比率(%))	(10. 54%)	(10. 62%)	(15. 52%)	(16. 17%)	(13. 97%)	

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:十円)
				会 計 名	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
<b></b>				一般会計	366, 216	202, 568	377, 586	586, 076	830, 310
実質				住宅新築資金等貸付特別会計	2, 702	0	1, 402	0	0
赤		l —							
字		般	一般会計						
此		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			•	合 計 (1)	368, 918	202, 568	378, 988	586, 076	830, 310
囲				標準財政規模	15, 442, 376	15, 413, 488	15, 574, 544	15, 312, 594	14, 971, 082
				質赤字比率(%)	_	_		<del></del>	<del>-</del>
			(	(黒字の比率(%))	(2. 38%)	(1. 31%)	(2. 43%)	(3. 82%)	(5. 54%)
ſ		会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
			国民健康保険特別会計(事業勘定)		<b>▲</b> 673, 797	<b>▲</b> 673, 159	<b>▲</b> 590, 288	<b>▲</b> 368, 263	<b>▲</b> 273, 100
				国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	109	45	7, 478	11, 107	10, 402
		一般	会計等以	後期高齢者医療特別会計	19, 537	24, 961	23, 562	25, 297	23, 867
		外の	特別会計	介護保険特別会計(保険事業勘定)	784	9, 165	74, 450	93, 440	600
	,年	のう	ち公営企	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	7, 671	9, 156	10, 781	11, 996	-
	連結	業に	係る特別						
	実	云訂計	以外の会						
	質	ΑI							
	赤								
	字								
	比率			ᇴᄼ	資金不足・剰余額 年度   平成26年度   平成27年度   平成28年度   平成29年度				
	の		- 本	計名(公 <b>営企業会計</b> ) 水道事業会計	平成25年度 1,025,259	平成26年度 1,048,423	平成27年度 1,062,743	平成28年度 1,233,638	平成29年度 1, 151, 186
	算			工業用水道事業会計	508, 937	526, 588	511, 671	536, 163	678, 526
咨	定	法適用	宅地造成 事業以外	下水道事業会計	300, 937	J20, J00 _	311, 071	330, 103	070, 320
資 金	定範囲			1 小足手术公司					
示	囲								
不 足 比		企							
比		業							
率			宅地造成						
の質		L	事業						
算 定 範				簡易水道特別会計	0	0	0	0	(
節				下水道事業特別会計	185	0	0	19, 044	-
囲				農業集落排水事業特別会計	623	0	0	18, 455	-
$\overline{}$			宅地造成	個別排水事業特別会計	0	0	0	6, 648	-
会 計		非	事業以外						
計		適用							
別		企							
		業		工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	-
			宅地造成		0	0	0	0	
			事業						
—				A = 1 / a >					
,			•	合 計 (2) 	1, 258, 226			2, 173, 601	2, 421, 791
				標準財政規模	15, 442, 376	15, 413, 488	15, 574, 544	15, 312, 594	14, 971, 082
			<b>&gt;± ∆</b> ±						
				実質赤字比率(%) (黒字の比率(%))	— (8. 14%)	(7. 44%)	— (9. 49%)	— (14. 19%)	— (16. 17%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

			実質収支額						
		会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成29年度
-		一般会計		994, 672	751, 591	745, 657	580, 012	612, 471	
実質				用地特別会計	88	88	88	88	88
赤		_							
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範				合 計 (1)	994, 760	751, 679	745, 745	580, 100	612, 559
井				標準財政規模	10, 838, 084	10, 771, 792	10, 895, 125	10, 695, 343	10, 476, 169
				質赤字比率(%)					
		(黒字の比率(%))			(9. 17%)	(6. 97%)	(6. 84%)	(5. 42%)	(5. 84%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
			6 ,2	国民健康保険事業特別会計	165, 426	175, 257	145, 886	150, 820	160, 571
				介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	61, 152	48, 718	48, 402	82, 608	168, 232
		<b>— 4</b> 0	会計等以	後期高齢者医療特別会計	1, 655	2, 347	3, 241	1, 707	2, 552
		外の	特別会計	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	6, 590	4, 339	4, 381	4, 016	2, 545
		のう	ち公営企						
	連		係る特別						
7	結束		以外の会						
1	実質	計							
	赤								
-	字								
	比						【金不足・剰タ		
	率の		会	<b>计名(公営企業会計</b> )	平成25年度	平成26年度			平成29年度
				水道事業会計	727, 847	721, 931	758, 123	739, 795	721, 539
					121, 011	721,001			
2/2E	算	١			.2., 01.	721, 001			
資	算	法	宅地造成		727, 017	721, 001			
資金		適	宅地造成 事業以外		121,011	721, 901			
資金不	算定範	適用				721,001			
資金不足	算定範	適用企				721,001			
資金不足比率	算定範	適用	事業以外			721,001			
資金不足比率の	算定範	適用企	事業以外宅地造成			721, 001			
資金不足比率の	算定範	適用企	事業以外	公共下水道事業特別会計	7, 234	8, 191	7. 011	7, 039	6, 493
資金不足比率の算定	算定範	適用企	事業以外宅地造成				7, 011 2, 603	7, 039 2, 605	6, 493 2, 666
資金不足比率の算定範	算定範	適用企	事業以外宅地造成	公共下水道事業特別会計	7, 234	8, 191			
資金不足比率の算定	算定範	適用企業	事業以外宅地造成	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	7, 234 2, 895	8, 191 2, 795	2, 603	2, 605	2, 666
資金不足比率の算定範囲(	算定範	適用企業法非	事業以外 宅地造成 事業	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	7, 234 2, 895	8, 191 2, 795	2, 603	2, 605	2, 666
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業法非適	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	7, 234 2, 895	8, 191 2, 795	2, 603	2, 605	2, 666
資金不足比率の算定範	算定範	適用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	7, 234 2, 895	8, 191 2, 795	2, 603	2, 605	2, 666
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	7, 234 2, 895	8, 191 2, 795	2, 603	2, 605	2, 666
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用	事業以外 宅地業 宅地業 宅地業 名成外	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	7, 234 2, 895	8, 191 2, 795	2, 603	2, 605	2, 666
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業 地業 地業 地	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	7, 234 2, 895	8, 191 2, 795	2, 603	2, 605	2, 666
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地業 宅地業 宅地業 名成外	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	7, 234 2, 895	8, 191 2, 795	2, 603	2, 605	2, 666
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業 地業 地業 地	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	7, 234 2, 895	8, 191 2, 795	2, 603	2, 605	2, 666
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	7, 234 2, 895 4, 843	8, 191 2, 795 5, 021	2, 603 5, 104	2, 605 5, 074	2, 666 5, 030
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	7, 234 2, 895	8, 191 2, 795 5, 021	2, 603 5, 104	2, 605 5, 074	2, 666
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事 宅事 宅事 宅事 宅事	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	7, 234 2, 895 4, 843	8, 191 2, 795 5, 021	2, 603 5, 104	2, 605 5, 074	2, 666 5, 030
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事 電報	公共下水道事業特別会計農業集落排水事業特別会計生活排水処理事業特別会計	7, 234 2, 895 4, 843	8, 191 2, 795 5, 021	2, 603 5, 104	2, 605 5, 074	2, 666 5, 030

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質	(単位:十円) <b>収支額</b>
会計名 平成25年度 平成26年度 平成2	27年度 平成28年度 平成29年度
一般会計 1,275,501 1,074,564 1,5	18, 334 1, 304, 934 1, 421, 642
実質     住宅新築資金等貸付事業特別会計     10,321     4,238	5, 244 4, 343 2, 921
字	
L	
	23, 578 1, 309, 277 1, 424, 563
	54, 125 20, 183, 448 20, 144, 006
実質赤字比率(%) — — — — —	
(黒字の比率(%)) (6.08%) (5.20%) (7.	48%) (6. 48%) (7. 07%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業) 平成25年度 平成26年度 平成2	27年度 平成28年度 平成29年度
国民健康保険事業特別会計 263,138 ▲ 146,720	23, 259 432, 528 801, 112
介護保険事業特別会計 144,987 103,514 2	23, 059 232, 050 425, 516
	28, 020 33, 666 35, 115
連 のうち公営企 業に係る特別	
理 業に係る特別 結 会計以外の会	
実	
質	
□ L	
本	27年度 平成28年度 平成29年度
	07, 773 2, 034, 068 1, 936, 604
	49, 418 1, 710, 866 1, 695, 170
章	
比	
率	
算 定 範	1, 329 1 1
<b>範</b>   <b>1</b>   <b>1</b>   <b>2</b>   <b>2</b>   <b>3</b>	
囲 法 宅地造成	
会	
合計(2) 5,662,046 4,954,408 5,5	56, 436 5, 752, 456 6, 318, 081
	56, 436 5, 752, 456 6, 318, 081 54, 125 20, 183, 448 20, 144, 006

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)